



令和5年度 指定居宅介護支援事業者等 集団指導

令和6年度介護報酬改定について

次第

- 1 令和6年度介護報酬改定について
- 2 事業所の指定等に係る電子申請・届出システムの導入について
- 3 介護予防支援事業所の指定について
- 4 ケアプラン点検のスケジュールについて
- 5 令和6年4月1日以降の総合事業について
- 6 その他



1 令和6年度介護報酬改定について

居宅介護支援に係る改定事項

- ①人員配置基準における両立支援への配慮※
- ②管理者の責務及び兼務範囲の明確化等※
- ③いわゆるローカルルールについて※
- ★④書面掲示規制の見直し※
- ⑤特定事業所加算の見直し
- ★⑥居宅介護支援事業者が市から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取り扱い※
- ⑦他のサービス事業所との連携によるモニタリング※
- ⑧入院時情報連携加算の見直し
- ⑨通院時情報連携加算の見直し
- ⑩ターミナルケアマネジメント加算等の見直し

★⑪業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入※

★⑫高齢者虐待防止の推進※

★⑬身体拘束等の適正化の推進※

⑭ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化

⑮テレワークの取扱い※

⑯公正中立性の確保のための取組の見直し

★⑰介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数（報酬）

★⑱介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数（基準）

⑲同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

⑳特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化※

㉑特別地域加算の対象地域の見直し※

④書面揭示規制の見直し

- 重要事項の揭示

ウェブサイトへの掲載が義務に

経過措置 令和7年3月31日まで

- ウェブサイトとは

法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム

※介護サービス情報公表システムに重要事項を掲載する機能は実装されていない。（令和6年3月8日現在）

介護サービス情報公表システム

2024/03/19 10:30 介護事業所・生活関連情報検索「介護サービス情報公表システム」

お知らせ

(令和6年1月5日掲載)
介護サービス情報公表システム システムメンテナンスについて (システム停止)
日頃は介護サービス情報公表システムをご利用いただき、誠にありがとうございます。
以下の日程でシステムメンテナンスを実施いたします。
メンテナンス中は、システムのご利用ができません。ご了承ください。



延べ：24,254,561 本日：12,876 昨日：18,283

2024/03/19 10:31 お問合せ | 千葉県 | 介護事業所・生活関連情報検索「介護サービス情報公表システム」

お問合せ

<介護サービス事業所の情報について>

以下までお問合せください。

※千葉市の介護サービス事業所に関する情報については、千葉市の窓口にお問い合わせください。

- 千葉県

情報公表ウェブサイトに関するお問合せ

千葉県介護サービス情報公表センター

電話番号	043-245-2344
FAX	043-244-5201
メールアドレス	kohyocenter@chibakenshakyo.com

制度施策に関するお問合せ

千葉県 健康福祉指導課

電話番号	043-223-2351
FAX	043-222-6294
メールアドレス	hyoka@mz.pref.chiba.lg.jp

千葉県介護サービス情報公表センター 043-245-2344

介護保険法

(介護サービス情報の報告及び公表)

第百十五条の三十五 介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス（以下「介護サービス」という。）の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報（介護サービス内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

介護保険法

第十一節 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等

第百十五条の四十四の二

2 介護サービス事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、介護サービス事業者経営情報を、当該事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

9 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第六項の規定による命令に従わない場合において、当該指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。

介護保険法施行規則

(法第百十五条の四十四の二第一項の厚生労働省令で定める者)

第百四十条の六十二の二の二 法第百十五条の四十四の二第一項の厚生労働省令で定める者は、その有する事業所又は施設の全てが次に掲げる基準に該当する介護サービス事業者とする。

一 当該会計年度における提供を行った介護サービスに係る居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費又は介護予防福祉用具購入費の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が百万円以下である者

二 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある者

⑪ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

● 業務継続計画未策定減算 1 / 100

- ・経過措置 令和7年3月31日まで
- ・要件 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象
- ・適用 事実が生じた時点に遡及

● BCP作成支援

厚生労働省において、介護事業者におけるBCP作成等を支援する事業を令和6年度も引き続き実施

市の条例

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

⑫ 高齢者虐待防止の推進

● 高齢者虐待防止措置未実施減算 1 / 100

- ・ 経過措置 なし
- ・ 要件 虐待の発生又はその再発を防止するためのいずれかの措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）がなされていないこと。
- ・ 適用 発覚した月から

市の条例

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

⑬ 身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行ってはならない

- 記録の作成

態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録

- 記録の保存

5年間

市の条例

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

⑰介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数（報酬）

⑱介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数（基準）

- 介護支援専門員 1 名当たりの利用者の数が緩和

介護支援専門員 1 名当たりの利用者数

（居宅介護支援費Ⅰ）

44人

ケアプランデータ連携システムを利用し、かつ事務職員を配置している場合

（居宅介護支援費Ⅱ）

49人

※利用者数は、介護予防支援の利用者の数に3分の1を加えた数を加えた数

> ケアプランデータ連携システムを利用とは

ケアプランデータ連携システムの利用申請をし、クライアントソフトをインストールしている場合に当該要件を満たしていることとなり、当該システムによる他の居宅サービス事業者とのデータ連携の実績は問わない。

> 現在の情報通信機器整備又は事務職員配置による

居宅介護支援費Ⅱはどうなる

現行制度の今後の取り扱いは示されていません。



2 事業所の指定等に係る電子申請・届出システムの導入

事業所の指定等に係る 電子申請・届出システムの導入

- 事業所の指定等に係る手続き
電子申請が原則
自治体の準備ができ次第施行
令和8年3月31日までに
- ※ 今年度中に導入の目安をお知らせします。

介護保険法施行規則

(申請等の手続における電子情報処理組織の使用)

第百六十五条の七 次に掲げる申請、申出又は届出（以下この条において「申請等」という。）は、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と申請等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。）により提出しなければならない。

(電子情報処理組織を使用する方法による申請等の手続に係る経過措置)

第四十三条 第百六十五条の七の規定は、同条各号に掲げる申請、申出又は届出（以下この条において「申請等」という。）を受理すべき都道府県知事又は市町村長が、同条に規定する方法による申請等の受理の準備を完了するまでの間、事業所又は施設が当該都道府県知事又は市町村長に対して行う申請等について適用しない。この場合において、当該都道府県知事又は市町村長は、令和八年三月三十一日までの間に、当該準備を完了しなければならない。

事業所の指定等に係る 電子申請・届出システムの導入

- 様式の標準化

電子化に先立ち、指定申請等に係る様式は厚生労働省が定める様式に統一

電子申請・届出システムの詳細

標準様式は下記から

[厚生労働省HP](#)

[介護事業所の指定申請等のウェブ入力、電子申請の導入、文書標準化](#)

厚生労働省HP 介護事業所の指定申請等のウェブ入力、電子申請の導入、 文書標準化

2024/03/19 14:09 介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請導入 | 厚生労働省

介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化

介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る要望専用窓口について

介護事業所が簡素化や利便性向上に係る要望を提出するための窓口として「介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る要望受付フォーム」を設置しました。

【要望専用窓口】
https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/kaigo_hotline

これまでいただいた要望について取りまとめた資料を公表しました。

【事務連絡】 [「介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る要望専用窓口」受付状況等の公表について](#) [151KB]

【資料】 [要望の取りまとめ公表資料](#) [508KB]

1. 電子申請・届出システムの概要

介護サービス事業所の指定申請等について、対面を伴わない申請書類提出を実現させるため、介護サービス情報公表システムの機能拡張を行い、指定申請帳等のウェブ入力・電子申請を実現します。

※令和7年度までに、全ての指定権者（約1,800団体）において利用開始・システム利用の原則化

地方公共団体向け
申請・届出受付機能

事業所向け
申請・届出受付機能

電子申請・届出システム

前回申請情報・事業所基本情報を自動入力し、必要箇所のみ修正するといった入力負担軽減

2. 指定申請様式等の使用原則化（令和6年4月1日以降）

（1）厚生労働大臣が定める様式等（令和6年4月1日以降に使用）

指定居宅サービス事業所等

厚生労働大臣が定める様式	PDF版 [343KB]	X EXCEL版 [482KB]
標準様式	PDF版 [3.5MB]	EXCEL版 (.zip)
チェックリスト等	PDF版 [381KB]	EXCEL版 (.zip)

指定地域密着型サービス事業所等

厚生労働大臣が定める様式	PDF版 [1.8MB]	X EXCEL版 [343KB]
標準様式	PDF版 [5.9MB]	EXCEL版 (.zip)
チェックリスト等	PDF版 [295KB]	EXCEL版 (.zip)

基準該当サービス事業所等

標準様式	PDF版 [399KB]	EXCEL版 (.zip)
------	------------------------------	-------------------------------

介護予防・日常生活支援総合事業

厚生労働大臣が定める様式	PDF版 [724KB]	X EXCEL版 [133KB]
標準様式	PDF版 [1.4MB]	EXCEL版 (.zip)
チェックリスト等	PDF版 [112KB]	EXCEL版 (.zip)

（2）指定申請様式例等（令和6年3月31日以前に使用）

指定居宅サービス事業所等

各様式	PDF版 [595KB]	EXCEL版 (.zip)	EXCEL版 (見本消し) (.zip)
付表及び添付書類一覧等	PDF版 [2.3MB]	EXCEL版 (.zip)	EXCEL版 (見本消し) (.zip)
参考様式	PDF版 [10.7MB]	EXCEL版 (.zip)	

指定地域密着型サービス事業所等

各様式	PDF版 [486KB]	EXCEL版 (.zip)	EXCEL版 (見本消し) (.zip)
付表及び添付書類一覧等	PDF版 [1.8MB]	EXCEL版 (.zip)	EXCEL版 (見本消し) (.zip)
参考様式	PDF版 [12.4MB]	EXCEL版 (.zip)	

指定地域密着型サービス事業者等のファイル



3 介護予防支援事業所の指定について

指定基準について

(指定介護予防支援事業者の指定)

第百十五条の二十二 第五十八条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの設置者又は指定居宅介護支援事業者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所（以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。）に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

介護予防支援事業所指定の申請について

- ▶ 申請等の手引きを作成予定
- ▶ 厚労省の指定様式を使用する
- ▶ 令和6年4月1日より受付開始
指定日は2か月後

利用者との契約の考え方について

ケアプラン作成事業者	令和6年4月1日以降の契約手続き
地域包括支援センターが作成	
指定介護予防支援事業者の指定を受けない居宅介護支援事業者が一部委託により作成	変更・対応の必要なし
指定介護予防支援事業者の指定を受ける居宅介護支援事業者が一部委託により作成	地域包括支援センターが締結している現行契約の終了及び新規契約の締結 ※新規契約については、予め3者契約とすることで介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの切り替え時の契約手続きの漏れを未然に防止することができます。 ※市への「介護予防サービス計画作成依頼届出書」は、切り替えの都度、必要となります。

4 ケアプラン点検のスケジュール について

令和6年度 ケアプラン点検進行表

	事業所名	点 検 項 目											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	印西居宅	LIFE											
2	はるかぜ		訪問 介護										
3	いずみ												
4	JA西印旛			サービ ス付添 高齢者 住宅									
5	居宅支援本舗												
6	ゆかり印西				訪問 看護								
7	ケアサポート印西												
8	ホワイトヴィラ					住宅 改修							
9	ケアプランナー会												
10	ケアプラン宝						通所 介護						
11	社協												
12	フレンズ印西								短期 入所				
13	みどり荘												
14	ベフル									訪問 リハ			
15	ハートヴィレッチ												
16	ハッピーデイ										短期入 所療養 介護		
17	秋桜												
18	ブレーグ本塾										福祉 用具		
19	居宅印西												
20	ヴィラ大森											通所 リハ	
21	きはら												
22	ラーバン居宅												居宅療 養管理 指導
23	やまと												

※居宅療養管理指導(医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士)いずれかの利用。

※対象のものがなければご相談ください。



5 令和6年4月1日以降の総合事業について

総合事業のサービスコードについて

- ▶ 令和6年3月31日に確定予定。
- ▶ 4月以降に市ホームページに掲載予定。
- ▶ (案)の段階のサービスコードは、ワムネットに掲載中。
- ▶ 介護保険最新情報Vol.1212 P923～
単位数表掲載

事業対象者の有効期間の設定

- ▶ 令和6年4月1日より、事業対象者の有効期間を設定
- ▶ 有効期間 1年間
- ▶ すでに認定を持っている対象者

令和6年4月1日～令和7年3月31日

※ただし、サービス利用をしていない対象者は再アセスメント・基本チェックリストの実施が必要

事業対象者は通所型サービスCの利用を原則

- ▶事業対象者が通所型サービスを利用する際は通所型サービスCからの利用開始を原則とします。
- ▶事業対象者が訪問型サービスを利用する際は通所型サービスCの同時利用を基本とします。

通所型サービスCの概要

(なりたい自分実現プログラム印西チャレンジ)

- ▶ 専門職（心身・口腔・栄養）の面談を中心とした週1回の計12回、必要に応じて訪問1回の約3か月間の短期集中プログラム
- ▶ 面談をとおして、生活の中で、できていること、できそうなこと、工夫が必要なこと、困難なことを整理をし、これからの生活について一緒に考えます。

通所型サービスC利用後の状況

令和6年3月21日現在

(人)	サービス利用者	卒業者	サービス中止	卒業時に介護申請	卒業時にサービス利用	1年後の確認対象者	1年後サービス利用者
R 3	14	13	1	1	0	13	3
R 4	7	6	1	0	0	5	2
R 5	4	1	2	1	1	—	—
計	25	20	4	2	1	18	5
割合		80%	16%	10%	5%		28%

8割が通所Cを卒業。卒業時には9割が介護申請せず。サービス利用は0.5割。卒業1年後では、約7割が介護保険サービス未利用。

6 その他

例外給付に係る取扱いについて

- ① 居家族等がいる場合の訪問介護及び訪問型サービスの「生活援助中心型」
- ② 要介護認定等の有効期間の半数を超える短期入所
- ③ 軽度者への居宅介護（介護予防）福祉用具貸与
- ④ 訪問サービスにかかる「院内介助」

介護給付費に係る質問について

厚生労働省HP 介護サービス関連Q & A

令和6年1月現在

2024/03/22 14:57 介護サービス関係Q & A | 厚生労働省

福祉・介護 **介護サービス関係Q & A**

[「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に関するQ & A](#)

「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に関するQ & A

Q & Aは、各法令や告示、通知において規定されている事項について、個別具体的な適用方法を決定したものではありませんので、各法令等と併せてご活用下さい。

「サービス種別」や「基準種別」等の分類については、適に該当する事項について表頭別に区分もしています。したがって、「人員基準」にも「報酬算定基準」にも該当する場合は、どちらか一方に分類して載りますので、ご注意ください。

Q & Aには、格式や解釈指針について掲載しているものがありますので、ご注意ください。

Q & A集

[介護サービス種別のQ & A集 \[XLS形式: 5.995KB\] \[5.29KB\]](#)

[介護サービス種別 Q & A集 \[PDF形式: 6.637KB\] \[5.29KB\]](#)

Q & A集 掲載文章一覧

[List \[XLS形式: 110KB\] \[102KB\]](#)

[PDF \[PDF形式: 175KB\] \[65KB\]](#)

※介護報酬改定資料 ver.1167 「介護報酬改定改定加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等改定加算に関するQ & A (ver.2) の部材について」まで収録。

※Q & Aのサービス種別・基準種別分類方法については、下記一覧を参照して下さい。

サービス種別分類・基準種別分類 一覧

1 サービス種別

01. 念サービス共通	21. 福祉用具貸与事業
02. 在宅サービス共通	22. 特定福祉用具販売事業
03. 施設サービス共通	23. 在宅介護支援事業
04. 地域在宅型サービス共通	24. 介護老人福祉施設
05. 認知症サービス共通	25. 介護老人保健施設
06. 通所系サービス共通	26. 介護療養型医療施設
	27. 在宅医療
11. 認知介護事業	
12. 認知入居介護事業	40. 定期巡回・随時対応型認知症対応介護看護事業
13. 認知看護事業	41. 夜間対応型認知症対応介護事業
14. 認知リハビリテーション事業	42. 認知症対応型通所介護事業
15. 認知療養管理型事業	43. 小規模多機能型居宅介護事業
16. 通所介護事業	44. 認知症対応型共同生活介護事業
17. 通所リハビリテーション事業	45. 地域在宅型特定認知症対応介護事業
18. 短期入居生活介護事業	46. 地域在宅型介護老人福祉施設
19. 短期入居療養介護事業	47. 介護小規模多機能型居宅介護
20. 特定認知入居型生活介護事業	48. 地域在宅型通所介護事業
	49. 介護医療院

2 基準種別

- 人員
- 設備
- 運営
- 報酬

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuitebunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureishalga/index.html

1/2